



安城市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接に連携を図り、双方が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を協働で活用しながら、健康づくりの推進事業において、連携・協力して取り組むことにより、市民の健康増進と持続可能なまちづくりを実現することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 健康の維持・増進に関すること
 - (2) 熱中症対策に関すること
 - (3) 災害時における健康及び保健に関すること
 - (4) SDGs及び公民連携に関すること
 - (5) その他本協定の目的の達成に資すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 両者は、連携協力事項に関連して知り得た両者の秘密（秘密である旨の意思表示がなくとも明らかに秘密と認められるものを含む。）を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する公文書に記載されたものを、条例第7条から第9条までの規定により開示しなければならない場合は、条例第15条第1項及び第2項の規定による意見聴取並びに同条第3項の規定による通知を相手方にした上で、前項に規定する秘密を開示することができる。
- 3 両者は、法令又は条例に基づく場合を除き、本協定第2条第1項各号に掲げる事項の実施により知り得た個人情報を本協定第1条の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（漏洩を含む。）してはならない。
- 4 両者は、この協定の期間満了又は協定の解除により効力を失った後も、前3項に定める秘密保持の責務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年12月6日